

令和8年度交通安全啓発事業に係る企画提案公募要領

大阪府では、府民に対して、より効果的な交通ルールの周知をすることを目的に「令和8年度交通安全啓発事業」を実施します。

この事業については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

1 事業名

令和8年度交通安全啓発事業

(1) 事業の趣旨・目的

大阪府では、交通安全啓発事業として、各季の交通安全運動等において、交通ルールを周知するポスター・チラシの作成やイベント開催などの広報啓発活動に取り組んでいる。

府内では、自転車に関する交通事故が多く発生しており、重大事故防止の観点からヘルメットの着用が重要となっている。しかしながら、着用率については2年連続全国で最も低い状況にあり、ヘルメットの着用率向上が喫緊の課題となっている。また、ここ数年においては、令和5年4月からの自転車ヘルメットの全年齢での着用努力義務化に加え、本年4月から自転車に対して交通反則通告制度（青切符）の導入が予定されるなど、自転車の交通ルールを取り巻く環境は大きく変化している。

こうした状況を踏まえ、自転車に関する交通ルールを中心に正しい交通ルール・マナーをより効果的に広報するため、来年度は新たに民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、自転車ヘルメットの着用率向上と交通事故の減少を目的とする。

(2) 業務概要

別紙「仕様書」のとおり

(3) 委託上限額

19,189千円（税込）

※提案価格が委託上限額を上回る場合は失格とする。

2 スケジュール

令和8年2月18日（水曜日）	公募開始
令和8年3月4日（水曜日）午後5時	質問受付締切
令和8年3月18日（水曜日）午後5時	提案書類提出締切
令和8年3月30日（月曜日）	選定委員会（プレゼンテーション審査）
令和8年4月中	契約締結・事業開始
令和9年2月26日（金曜日）	事業終了（予定）

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあっては、構成員全員が該当すること。

- (1) 過去 10 年間に、行政機関(※)の広報啓発業務又はイベント企画運営業務のいずれかを受注・完了したことがあること。

※国、地方公共団体、道路公社、住宅供給公社、土地開発公社、地方独立行政法人。

- (2) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないものの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

- (4) 府の区域内に事業所を有する者にあっては、府税に係る徴収金を完納していること。

- (5) 府の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

- (6) 消費税及び地方消費税を完納していること。

- (7) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

- (8) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。
- ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第3条第1項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）
- イ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）
- ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (9) 府を当事者の方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

令和8年2月18日（水曜日）から令和8年3月18日（水曜日）まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時30分から午後5時まで。
正午から午後1時を除く。)

イ 配布場所及び受付場所

大阪府都市整備部交通戦略室交通計画課安全対策グループ
住 所：大阪市中央区大手前3丁目2-12
大阪府庁別館4階
電話番号：06-6944-9290

ウ 配布方法

上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、交通計画課ホームページ
(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o130080/kotsukeikaku/koutsuanzenkeihatsujigyo/20260218.html>) からダウンロードできます。（郵送による配布は行いません。）

エ 受付期間

令和8年2月18日（水曜日）から令和8年3月18日（水曜日）まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時30分から午後5時まで。
正午から午後1時を除く。)

オ 提出方法

書類は必ず受付場所に持参してください。（郵送による提出は認めません。）

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類（以下、記載例）

- ア 応募申込書（様式1：原本1部、副本7部）
- イ 企画提案書（様式2：原本1部、副本7部）
- ウ 応募金額提案書（様式3：原本1部、副本7部）
- エ 企画提案概要書（様式不問：A4一枚で、金額、企画提案をまとめたもの）
- オ 事業実績申告書（様式4：原本1部、副本7部）
※過去10年間に、行政機関（※）の広報啓発業務又はイベント企画運営業務のいずれかを受注・完了した実績を示すこと
- カ 共同企業体で参加の場合
- ①共同企業体届出書（様式5：1部）
- ②共同企業体協定書（写し）（様式6：1部）
- ③委任状（様式7：1部）
- ④使用印鑑届（様式8：1部）
- キ 誓約書（参加資格関係）（様式9：1部）
- ク 定款又は寄付行為の写し（1部）（原本証明してください。）
- ケ ①法人登記簿謄本（1部）
・法人の場合に提出してください。
・発行日から3ヶ月以内のもの
- ②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1部）
・個人の場合に提出してください。
・発行日から3ヶ月以内のもの
・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの
- ③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1部）
・個人の場合に提出してください。
・発行日から3ヶ月以内のもの
・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明
- コ 納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3ヶ月以内のもの）
- ①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書
・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代替します。
- ②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- サ 財務諸表の写し（1部：最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）
- ①貸借対照表
- ②損益計算書
- ③株主資本等変動計算書
- シ 障害者雇用状況報告書の写し（1部）
- ①常用雇用労働者総数が40.0人以上の事業所の場合
・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が40.0人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第6号）」の写し
・本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの

(インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出して下さい。)

- ・報告義務のある方のみ提出してください。

②常用雇用労働者総数が40.0人未満の事業所の場合

- ・「障がい者の雇用状況について」(様式10)

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

ア 応募は1者1提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ 応募書類はカラーとしてください。

ウ 応募書類の提出に際しては、正本1部、副本7部をそれぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。応募書類は電子媒体(CD-R等)での提出もお願いします。

エ 副本は選定委員会での説明資料になります。提案内容をより客観的かつ公正に審査するため、提案事業者が特定できる内容や担当者名簿の個人情報が記載されている場合は、副本の当該箇所を黒塗りし提出してください。

オ 企画提案書については、「アピールポイント」及び「内容」については、別紙での提出は可能としますが、提案書のほかにそれぞれA4サイズ片面1枚での概要資料を提出しください。なお、提案書自体がA4片面2枚以内となる場合は、概要資料は不要とします。

カ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。

＜記入例＞「令和8年度務交通安全啓発事業提案書」

株式会社〇〇（法人名）

キ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

ク 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 説明会

(1) 開催日時

令和8年2月20日（金曜日）午前11時から午後12時まで（1時間程度）

令和8年2月24日（火曜日）午後1時半から午後2時半まで（1時間程度）

令和8年2月26日（木曜日）午後1時半から午後2時半まで（1時間程度）

(2) 開催場所

「Microsoft Teams」のWeb会議機能を使ったオンライン説明会

※URLは説明会申込者にのみ通知いたします

(3) 申込方法

・参加希望者は、件名に【(団体名)】令和8年度交通安全啓発事業説明会申込」と明記して、大阪府都市整備部交通戦略室交通計画課安全対策グループ

(kotsudoro-g10@sbox.pref.osaka.lg.jp) あて電子メールにてお申し込みください。

- ・メール本文に「参加団体名」「参加者職・氏名」「連絡先」「参加人数」を記入してください。
- ・電子メール送信後、必ず電話連絡(06-6944-9290)をお願いします。
※口頭による申し込みは受け付けません。
- ※本公募要領等資料は各自でご準備ください。

(4) 説明会への申込期限

令和8年2月20日（金曜日）の説明会については、令和8年2月19日（木曜日）正午まで
令和8年2月24日（火曜日）の説明会については、令和8年2月20日（金曜日）正午まで
令和8年2月26日（木曜日）の説明会については、令和8年2月25日（水曜日）正午まで

6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和8年3月4日（水曜日）午後5時まで

(2) 提出方法

電子メール（アドレス：kotsudoro-g10@sbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

ア 電子メール送信後、必ず電話連絡(06-6944-9290)をお願いします。
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時30分から午後5時まで。
正午から午後1時を除く。)

イ 質問への回答は交通計画課ホームページ
(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o130080/kotsukeikaku/koutsuanzenkeihatsujigyo/20260218.html>)に掲示し、個別には回答しません。

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とする。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。応募業者が5者以上の場合は、書類審査を行い、4者を書類審査通過者とし、プレゼンテーション審査を行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。

プレゼンテーションにおいてパワーポイント等を使用される場合は、事前に連絡をしてください。その際は、パワーポイントに企業名等が表示されないようにしてください。プロジェクター、スクリーン等の機材の貸し出しは行いますが、ノートパソコン等は事業者でご準備ください。なお、機器の準備等は説明時間に含まれますのでご注意ください。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。
なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
提案内容の妥当性及び充実度	<p>【交通ルールの周知にかかる広報啓発業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報手法は交通ルールや交通マナーをより多くの府民が認知するうえで効果的か ・ポスター・チラシ・動画の内容が、府民の興味関心を引く訴求力の高いものとなっており、的確な目標値(KPI)が示されているか ・著名人の選定基準は、広報効果が高いものとなっているか <p>【おおさか交通安全ファミリーフェスティバルにかかる運営業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より多くのイベント来場者を動員する広報手法がとられており、的確な目標値(KPI)及び検証方法が示されているか ・来場者に交通安全についてより興味を持ってもらう工夫がされているか <p>【自転車ヘルメット着用モニター事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府域全体への波及効果を狙いとして、地域バランスを考えたモニターを募る広報手法、内容となっているか ・事業実施期間内に府内の自転車ヘルメット着用率が向上するよう、より多くの府民に発信する広報手法及び的確な目標値(KPI)が示されているか 	30点
		20点
		25点
業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営体制及び配置人員等が具体的に提示され、無理なく実施できるスケジュールが示されているか。 ・イベント運営に適切な体制・配置人員を提案されているか。 ・事業全体を総括する総括責任者及び各業務において責任者が設定されているか。 ・過去10年間に同種又は類似する業務（特にイベント運営）を完了した実績があるか。 ・不測の事態等、あらゆるリスクが生じた際に対応できる人員配置がされているか 	10点
障がい者雇用	<ul style="list-style-type: none"> ・常用労働者40人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているかどうか。または、常用労働者40人未満の場合、1人以上障がい者を雇用しているかどうか。 	5点
価格点	<p>価格点の算定式（例）</p> <p>満点（10点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格 (上記計算式で算出した数値の小数点以下第2位を四捨五入する)</p>	10点
合 計		100点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を交通計画課ホームページ

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o130080/kotsukeikaku/koutsuanzenkeihatsujigyo/20260218.html>)において公表します。

応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点

*品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額

- ② 全提案事業者の名称 *申込順
- ③ 全提案事業者の評価点 *得点順 内容は①に同じ
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由 *講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書（様式9）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。
- (4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
 - ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
 - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。

- ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証した小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
 - エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
 - オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。
この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
 - カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の 100 分の 5 以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。
 - イ 大阪府財務規則（昭和 55 年大阪府規則第 48 号）第 68 条第 3 号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の 7 割以上）の契約履行実績が過去 2 年間で 2 件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。
 - ウ 大阪府財務規則第 68 条第 6 号に該当する場合。
- (8) 令和 8 年 3 月議会で承認されることにより予算執行が可能となるため、予算が否決された場合は、本事業は取りやめとなる。

9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守して下さい。